

ワークプランの更新——IASB

IASBは、IFRSの改訂プロジェクトに関するワークプランを1月27日付けで更新した。前回のワークプラン（2014年12月18日付け）からの主な変更点等は、次のとおりである。

BがIFRS解釈指針委員会から依頼されたものであり、論点は次の2つである。

- (1) 独立した受託者が一方的なパワーをもつ場合における、確定給付制度からの積立超過の返還の利用可能性

受託者が給付を増額させる、または制度を終了させるパワーをもつ場合に、事業主の返還に対する無条件の権利に影響を及ぼすか、すなわちIFRIC14号に基づき資産の認識に制限を生じさせるかを取り扱っている。修正案では、企業が将来の返還に基づいて資産として認識

する積立超過の金額には、制度の受託者等の第三者が他の目的に使用する一方的なパワーをもつ金額を含めないことが提案されている。

- (2) 制度改訂、縮小または清算時の再測定

制度改訂、縮小または清算が生じた際の当期勤務費用および利息純額の計算を取り扱っている。修正案では、確定給付負債（資産）の純額を再測定する際に、再測定後の期間の当期勤務費用と利息純額の算定には再測定時に用いた仮定を用いること、および利息純額は再測定した確定給付負債（資産）の純額をもとに算定することが提案されている。

部分的な範囲における改訂

- ・企業とその関連会社／共同支配企業との取引から生じる利得または損失の消去（IFRS10号およびIAS28号の修正案）の公開草案の公表目標…2015年第1四半期から2015年第2四半期へ変更
- ・制度改訂、縮小または清算時の再測定／確定給付制度からの積立超過の返還の利用可能性（IAS19号およびIFRIC14号の修正案）の公開草案の公表目標…2015年第2四半期へ追加
- ・適用後レビュー
- ・IFRS3号「企業結合」のフィードバック文書の公表目標…2015年第1四半期から2015年第2四半期へ変更

前記のIAS19号およびIFRIC14号の修正案は、IAS

会計

IAS7号修正案へのコメント等、審議

去る1月27日、企業会計基準委員会は第21回ASAF対応専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

概念フレームワーク

2015年1月のIASB会議では、概念フレームワークプロジェクトのうち、公開草案の作成過程で識別された以下の論点（green issues）について、審議が行われた。今回の専門委員

- (1) 認識の章の記載方法
- (2) 経済的資源の定義
- (3) 純損益の目的に関する記載
- (4) 企業主体説への参照

IAS7号修正案へのコメント対応

IASBが2014年12月18

日に公表した公開草案「IAS7号『キャッシュ・フロー計算書の修正案』内の質問への回答の方向性の議論を行った。

ASBJは次のような理由から、公開草案で提案されている内容の支持をしないとしている。

- (1) 本公開草案で提案されている開示情報は、一部の情報を除き、他の開示情報からでも入手できることが想定され、本公開草案の提案から得られる財務諸表利用者に対する追加的な便益は相対的に小さい旨が想

会計

適用時期等について検討

ASBJ、税効果会計専門委

去る1月30日、企業会計基準委員会は第14回税効果会計専門委員会を開催した。

今回は前々回、前回から審議している「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」の文案の検討に加え、適用時期等の検討が行われた。

強制適用の時期

適用指針はできるだけ早期に適用することが望ましいと考え、一方で、すべての企業に影響を与え、経営管理や諸制度にも影響を及ぼす可能性もあり、強制適用までに一定期間を設ける必要性があるとも考えられるこ

定される。本公開草案による提案により追加的に発生するコストは必ずしも大きいとはいえないが、改正提案に対する利用者のニーズをさらに検討することが必要と考えられる

- (2) 本公開草案で提案されている開示情報について一定の有用性があり得る旨は理解するが、必ずしも緊急性が高いとは考えられないほか、パッチワーク的な対応によって、全体的な観点からバランスを欠いた情報開示になる可能性がある

とを踏まえ、次の2つの案が示された。なお、案の日付はあくまでも審議のために設定した仮定のものである。

- 案1 平成28年4月1日以後開始する年度の期首から適用
- 案2 平成29年4月1日以後開始する年度の期首から適用

早期適用の開始時期

適用指針が最終的に公表されれば、早期適用を認めることが適切と考えられる。検討中の適用指針は、企業の実態がより適切に反映される見直しを提案す

るものであるということから、年度の期首からの早期適用に限定せず、年度の途中(第2四半期や第3四半期会計期間)からの早期適用も認めることが考えられることを踏まえ、次の2つの案が示された。

- 案A 適用指針公表日以後開始する年度の期首からの早期適用
案B 適用指針公表日以後終了する四半期からの早期適用

3通りの可能性

強制適用の時期と早期適用の開始時期の各2案を組み合わせると、①案1と案B、②案2と案A、③案2と案Bの3通りの可能性が考えられ、それぞれのメリット・デメリットとあわせて検討を行った。

いずれの案についても専門委員の意見は割れたため、次回以降も検討される見込み。

ユーロ安を促す不安材料

金 融

このところ為替相場は、ユーロが対ドルで昨年12月後半以降、対円で年明け1月から下落トレンドを強める動きになっている。また、ドル/円はトレンドを見出せずにレンジ内での動きを強めている。この背景には欧州中央銀行(ECB)の量的緩和策開始、ギリシャ総選挙における財政緊縮反対派の野党の躍進があり、米国では利上げに向けた連邦準備制度理事会の明確な布石、日本では黒田日銀によるリフレ策の行き詰まりがある。

日米の中央銀行の動きは、相場には昨年からある程度織り込み済みだったが、1月になってユーロ安トレンドを強める要因

が2つあった。まず、1月22日に決定されたECBの量的緩和策がある。月額600億ユーロの債券買入れを短くとも2016年9月までは継続し、2%のインフレ目標達成のため、その後も継続の可能性を残す。こうした決定はおおむね市場の予想どおりで、金額自体はサプライズとはいえない。

105億円が略奪された。ほんの数秒間のできごとだった。驚くべきことに、被害者数は把握できないほど多いと思われるが、事件発生から1年以上経過した今でも、ほとんどの者は被害を認識していないようだ。理由は、被害者たちの金融口座に不正取引の形跡が残っていないからだ。よほど金融事情に詳しくなければ、自分が被害を被ったことにはまず気づかない。この略奪は、昔から何度も行われているが、摘発されたことはなく、被害が認識されない完全犯罪であった。しかし今回、ついに摘発された。

105億円はどのようにして奪われたのか。日本経済新聞社が2013年9月6日に「9月26日から日経平均に日東電工を採用し、東急不動産を除外する」と発表したことが発端となる。日経平均連動型投信(ETFも含める)は、銘柄入替えが行われ、日経平均との連動性を保つ必要がある。入替銘柄の株価に關係なく、25日の終値で除外銘柄の保有株すべてを売り、採用銘柄を同株数買わなければならぬと考えられていて、実際そのように行動している。すべての日経平均連動型投信がこの入替売買を同タイミングで行うから、入替日前日(今回は25日)の引けでは、採用銘柄が値上がりし、除外銘柄は値下がりする。値嵩株だと売買代金が巨額になる。この価格変動が強烈になる。投信側は、証券会社と相対で売買することで、入替えを確実に済ませたい。一方、証券会社は、投信側の要望に応じて、採用銘柄を引けにかけて買い集めて(当然、株価は上がる)、引け後に終値で投信に一括売却すれば(除外銘柄はこれと逆)、ほぼ確実に儲かるビジネスになる。

投資のハナシ表裏 知られざる 105億円略奪 事件

しかし、最近では、株価を極端に動かすと、株価操作と判断されるようになってきたので、値嵩株の日東電工では儲けが大きい一方で、高リスクだ。だから、証券会社は投信側の要請に応じるのに腰が引けたに違いない。

こうして、香港のArreion Asset Management(「アレイオン」)が登場。彼らは、証券会社に替わり、買い集めを引き受けたのだ。おそれを知らないアレイオンは買いを引けに集中させ、25日の日東電工株の終値がストップ高の7,540円(翌日の始値は6,790円と急落)になるまで買い上げた。そして、アレイオンは105億円ものトレーディング益を手にした。これに対して、証券取引等監視委員会は、昨年12月5日に、この取引を相場操縦だとして、アレイオンに4億3千万円の課徴金を課す勧告を行った。しかし、ヘッジファンドは通常、運用益の2割を報酬として受け取る。この程度の課徴金はアレイオンにとっては痛手ではない。

105億円はどうなるのか? たとえば、あなたが株を終値で買いたいと証券会社に注文したところ、ストップ高の終値で株を買わされたとする。実は、引け間際にその証券会社が買い上げていたことを知れば、これは問題だと思わずだ。しかし、アレイオンに課徴金が課せられるものの、100億円超の不正利益の返還を求める動きはないようだ。この取引において、投信保有者達は、損害賠償を請求できる立場にあると思う。金商法160条には「違反行為(相場操縦行為等)をした者は、損害を賠償する責任を負う」とある。証拠は挙がっている。さて、訴える被害者は出てくるだろうか?

(三田 哉)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2015年1月30日	平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について	東京証券取引所	改正会社法において、社外取締役や社外監査役の社外性要件の一部緩和が行われることなどを踏まえ、所要の制度整備を行うもの。具体的には、①特別支配株主の株式等売渡請求制度の新設に伴い適時開示事由および上場廃止基準の追加、②10年以上前に上場会社またはその子会社の業務執行者であった者を、独立役員に指定できることとし、指定する場合には、その旨およびその概要の開示を求めることとするなど。コメント期日は、2015年3月1日。 http://www.tse.or.jp/rules/comment/b7gje600000186jz-att/20150130_jojo01_ja.pdf	—

市場に警報を鳴らす「イスラム国」と「21世紀の資本」

証券

冷戦が終わり、世界が市場経済一色となった1990年代、21世紀の世界がどうなるかをめぐって、大きく2つの見方に分かれた。米国一極化論と多極化論である。米国一極化論は超大国が米国1国となり、世界は米国の指揮下で動くようになるという見方であり、多極化論は多数の国家が群雄割拠のように自己主張を強め、世界は混沌状態になるという見方である。

少数意見として多極化論の一種であるが、その主体は国家群だけにとどまらず、さまざまな国際的な集団もあるというような事態の到来を予想する見方があった。今、まさにそのような事態が現実化した。イスラム国を名乗る過激派組織が中東の重要地域に居座り、武力支配を広げている。そして、このたび遠く離れた地で日本国民2人が犠牲になった。

どこか、金融政策の統合というECB設立目的に逆行する動きになる。折しも、3日後のギリシャ総選挙で財政緊縮策の見直しを公約に掲げていた急進左派連合シリザが予想以上の過半数近い議席を獲得し、ユーロ圏の枠組みを揺るがす新たな火種となりつつある。また、スペインのマドリッドでは1月31日、反緊縮財政を掲げる政治勢力主導による10万人規模のデモが行われた。

このように、ユーロ圏経済の枠組みを根本から崩す動きがさらに拡大すれば、ECBは今回のような妥協策すら打ち出せず、存在意義が問われることになる。対ドル、対円でのユーロ安は、量的緩和策の進展というよりも、こうしたリスクを背景に進行する可能性が出てきた。

経理用語の豆知識



監査における不正リスク対応基準

不正リスク対応基準は、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示のリスクに対応する監査手続等を規定したものであり、①職業的懐疑心の強調、②不正リスクに対応した監査の実施、③不正リスクに対応した監査事務所の品質管理、から構成されている。

①については、監査人は不正リスクに対応するためには、誤謬による重要な虚偽表示のリスクに比し、より注意深く、批判的な姿勢で臨むことが必要であり、監査人としての職業的懐疑心の保持およびその発揮が重要であると考えられるとしている。②については、監査計画、監査手続の実施、監査証拠の十分性および適切性の評価、監査役との連携等の監査の各段階における監査手続等を規定している。③については、監査事務所が整備すべき品質管理のシステムにおいて、不正リスクに対応する観点から、監査契約の締結および更新、教育・訓練等留意すべき点を明記したものとされている。

世界資本主義は各国民の間に格差拡大をもたらしてきた。資本主義はそのようなメカニズムを内包したシステムであり、格差を是正するために資産課税の強化など政策対応を強化する必要があるというのだ。

見る目が厳しくなるのは脅威である。日本政府が唱えている「貯蓄から投資へ」といったスローガンがむなしく響く。当面、そうした目が投資家の意欲を削ぐことにはならないにせよ、株式市場は国民の不信を招くような行動に走らず、自らを律することを怠ってはならないと思う。これから米国の経済、中国経済がまずまずの推移をみれば、株価はそれに対応した動きをみせ、必要以上に心配する必要はないと思われるけれども。